

(才) ドイツにおいても税財源への移行が起きている。しかし、ドイツもフランスと同様に保険料水準が相当高いが、フランスほど大きな移行の動きとはなっていない。

(カ) スウェーデンは税財源を主要な財源調達方式としている社会保障の先進国であるが、ドイツやフランスとは異なる動き、即ち社会保険料の財源割合の増加と税財源の割合の横ばいあるいは微減が見られる。しかも、年金改革により従来大きな比重を占めてきた事業主負担だけでなく被保険者の負担が増加する動きもある。

(キ) イギリスにおいては、この 10 年間で税と社会保険料の財源に占める割合に大きな変動はない。この 10 年間においてイギリスでは、税財源である医療費保障制度の NHS について、ブレア政権下の NHS 改革のため支出額が増加しているのに対して、保険料を財源とする社会保険方式の年金については、所得代替率が下がっていく改革が行われている。NHS が税財源、年金が保険料財源で賄われていることを考えれば、このような改革の動きは税財源の割合を上昇させるものと考えられるが、年金については所得代替率引き下げの効果を上回る受給者数増加等による給付の増加があり、結果的に税財源と保険料財源の割合に大きな変化が生じなかったものと考えられる。

(ク) このように、高齢化等の人口構成の変化や社会経済の変動の中で、社会保障財源の在り方について、これまでの負担状況等を踏まえて、欧州諸国は様々な取組を行っているといえる。これらの取組みは、例えば、社会保険料の水準が既に十分に高かった国では補完的に公費負担の割合を増やす、あるいは社会保険料の事業主負担の水準が既に十分に高かった国では被保険者負担や公費負担の割合を増やす、といったように、総じてバランスの取れた財源構造を目指した取組みと評価できると考えられる。

②欧州諸国の分野別社会保障財源構造

(ア) イギリスでは、年金＝保険料、医療＝税（公費）という区分の中で保険料と年金は、そもそもイギリスではゼロサムの関係にはない。

それを表すものとして、イギリス財務省発表の資料においても、保健(医療)と社会保障(主に現金給付)がそれぞれ独立した制度として、防衛、治安、農林水産業、交通等と並列で位置づけられている。

(イ) スウェーデンでは、政府の社会保険庁が社会保険制度と位置づけている制度の中に保険料財源が全く投入されていない分野がある。日本の社会保険制度も多額の公費が投入されている（例えば国民健康保険においては給付費の 50%が公費で賄われている）が、全額公費の制度は社会保険制度とは位置づけられてない。このような点で日本とスウェーデンにおける社会保険の考え方には違いがあると考えられる。

(ウ) フランスの社会保障財源の分野ごとの状況については、①医療保険に当たる疾患分野や家族分野における財源状況が CSG の導入によって他の分野と比べて税財源の割合が高くなっていること、②長期保険の分野である老齢部門において事業主（特

に国）が公務員、フランス国鉄、フランス銀行等の公共部門の職員のために直接社会保障制度に対して支払う「擬制保険料」(Cositations fictives) の割合が高くなっているのは、日本でも国家公務員共済組合制度が施行される前の国家公務員の年金給付のために国が一般財源を導入している例があるが、このような事情と共通していること等が興味深い。

(エ) ドイツでは、基本的に、年金、医療、介護については保険方式による財源運営となっているが、年金においては税財源の割合が、2005 年に 4 分の 1 近くにまで増加している。一方、医療・介護では医療について給付総額から見ると僅かな定額補助がなされているだけである。医療で租税代替化が進む一方で、年金では現在でも税財源の比重が低いフランスとは対照的な状況になっている。

(2) 「賃金への課税」(OECD)の分析結果からの考察

「賃金への課税」は、工業労働者に特定したこと等により諸外国における賃金への課税の状況の比較が一定程度可能になっているが特定の産業に限定されていることや全ての税負担を把握できていないこと等の限界がある。このような限界はあるものの、諸外国の「賃金への課税」の状況や日本の位置づけについて次のような政策的含意があげられる。

- ① 税額控除の制度のある国において所得税がマイナスになっており、税額控除の存在が統計資料上も如実に表れている（表 10 の単身子供 2 人についての所得税率を参照）。
- ② スウェーデンは、子供に対する政策的誘因としては、税制上の軽減措置はそれほど大きな役割を果たしていないことが表れている（表 10 の単身子供なしと単身子供 2 人の所得税率参照）。
- ③ 「所得税+保険料-現金給付」でみた場合、「単身子供なし」と「単身子供 2 人」を比較すると、子供 2 人がいることにより、日本を除いて大幅な軽減となっている。日本は税制上の軽減措置や現金給付を総合的に勘案した場合の子供に対する政策的動機付けは諸外国との比較でも弱いことがわかる（表 12 参照）。
- ④ 「所得税+被用者保険料-現金給付」について「単身子供なし」と「夫婦子供なし」を比較すると、日本及び諸外国において、それほど大きな軽減はない（ドイツの 6.5% が最高で他は 4% 以下）。それに対して、子供の有無により③においては日本を除いて大きな軽減があることから、諸外国においては子供への強い政策的動機付けがなされていると言える（表 11、表 12 参照）。
- ⑤ 事業主保険料について、日本はアメリカやイギリスより若干高いものの、フランス、ドイツ、スウェーデンよりはかなり低い（表 11、表 12 の比較参照）。
- ⑥ 全体的にみれば、(a)諸外国において、税制上の優遇措置と家族給付といった現金給付のいずれに重点を置くかは国によって異なっていること、(b)諸外国と比較すると

日本では、税制上の優遇措置や現金給付において、子供への政策的動機付けが弱いこと等が指摘できると考えられる。

参考文献

1. EC,2007,European Social Statistics-Social protection Expenditure and receipts Data 1996-2004
2. OECD, 2007, Revenue Statistics 1965-2006
3. OECD, 2004, Taxing Wages 2003-2004
4. Drees, Études et Résultas No.526.octobre 2006
- 5.Commission des comptes de la sécurité sociale “Les comptes de la sécurité sociale résultas2005,prévisions2006”
- 6.HM Treasury“Public Expenditure Statistical Analyses 2006”
- 7.Försäkringskassan “The Scope and Financing of Social Insurance in Sweden 2004-2007”
8. 欧州統合社会保護統計制度(ESSPROS) 1996 『ESSPROS マニュアル 1996 年版』
9. 厚生労働省大臣官房国際課 2004 『海外情勢報告』
10. 井上誠一 2003 『高福祉・高負担国家スウェーデンの分析』中央法規
11. 伊奈川秀和 2000 『フランスに学ぶ社会保障改革』中央法規
12. 松本勝明 2003 『ドイツ社会保障論－医療保険－』信山社
13. 松本勝明 2004 『ドイツ社会保障論－年金保険－』信山社
14. 松本勝明 1998 『社会保障構造改革－ドイツにおける取組みと政策の方向－』信山社
15. 武川正吾・塩野谷裕一 1999 『先進諸国の社会保障①イギリス』東京大学出版会
16. 古瀬徹・塩野谷裕一 1999 『先進諸国の社会保障④ドイツ』東京大学出版会
17. 丸尾直美・塩野谷裕一 1999 『先進諸国の社会保障⑤スウェーデン』東京大学出版会
18. 藤井良次・塩野谷裕一 1999 『先進諸国の社会保障⑥フランス』東京大学出版会
19. 藤田伍一・塩野谷祐一 2000 『先進諸国の社会保障⑦アメリカ』東京大学出版会
20. 一圓光彌監訳『医療財源論－ヨーロッパの選択－』光生館

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

社会保障の給付と負担の在り方に関する基礎理論

—社会市場の理論—

京極高宣

(国立社会保障・人口問題研究所所長)

はじめに

経済学を専攻する学生、院生にとって、あるいは経済学者やエコノミストにとっても市場経済は自明のものと考えられている。しかし、「市場」(market)というものは、何らかの交換(取り引き trade)が伴うものと捉えると、必ずしも貨幣を媒介とする経済市場と限らない。例えば経済市場以外にも政治市場(potitical market)を挙げることができる。そこでは有権者の投票と政治家の公約との「取り引き」といった交換(exchange)が行われている。また互酬性(reciprocity)に基づく社会的交換からなる社会市場(social market)も存在する。

こうした市場性の解明については、現代の社会科学にとっても、最も喫緊の政策理論的課題といえる。特に社会保障の理論化にとっては、社会市場は、その視点と根拠を示す重要な社会経済理論となりえるものだと私は考える。

そこで、1960年代のイギリスでR.ティトマス(注1)により問題提起された社会市場(social market)の概念、—その後の1980年代にアメリカのN.ギルバート(注2)によって、より発展された福祉資本主義における社会市場の概念—について、私なりに今日的再評価を行ってみたいと思う。その際、本来は社会市場の理論は教育、住宅、労働などの諸政策に広くかかわることができるが、本稿ではあくまで社会保障の基礎的理論として位置づけ、以下私見を披露してみることにする。

1. 社会市場論の系譜—R.ティトマスから現代まで社会市場論はどのように発展してきたか？—

社会市場の我見は厳密には必ずしもアカデミックな学術用語ではなく、例えばA.ルグラン(注3)などの経済学者によって提唱されたものとは異なった政策用語である。それはイギリスの社会政策学者、R.ティトマスがフリードマンらのマネタリスト(注4)に対抗して1960年代に提唱したことに端を発している。フリードマンらはいわゆる負の所得税(negative income tax)(注5)を提案し、社会保障も経済市場の枠組を活用してその自律的な成果に任せて進めるべきだという考えだった。経済市場についてフリードマンは、いわゆる市場原理主義に立って、基本的に財貨・サービスの需要と供給は価格メカニズムで調整されるのに対して、物価水準は国民経済全体で使われる貨幣供給量に比例して決まるだから、経済市場の自律的な動きを最も重視して、自由市場にまかせよと主張した。だから、低所得者への所得保障も、働くインセンティブを阻害する影響の少ない負の所得税を提案したわけで

ある。

これに対して、ティトマスはフェビアン主義(注6)の立場から、低所得者には高齢者や障害者や母子家庭など「社会的弱者」と呼ばれる多様な人々があり、それぞれの異なるニーズを実質的に充足することを重視した。このようにニーズが多様であることを認識した上で、自由放任主義の下で社会保障が存在せず、その分野を経済市場に任せたければ、様々なハンデをもつてゐる人々の生活は困難になる。ティトマスは経済市場の交換とは異なる形で社会保障をめぐる社会市場(社会的交換)という概念を提案した。それは価格メカニズムに基づく需給調整が十分に働かない社会政策市場といえる。

例えばティトマスは経済市場の問題点として買血(経済的支援)を例にあげている。病院の手術での輸血のニーズに対して、経済市場だけで補充しようとすると買血が広がり、公衆衛生上の問題も起こる。そこで、輸血のニーズはボタンタリズムに基づく献血(社会的交換)で賄うシステムが各国で出来上がっているが、市民自らの献血行為という贈与により、輸血のためのニーズを満たす血液が充足されるという市民の善意による贈与交換(貨幣を媒介しない社会的交換)、すなわち社会市場が成立する。

そこにティトマスは社会市場の優位性を認めた。そこから贈与交換のみが社会市場であるという狭い誤解も生まれたが、本来の社会市場の主役、すなわち公共政策としての社会政策(ソーシャル・サービス)についてもう少し明確に述べるべきであった。

ちなみに政府と民間市場との関わりについてもティトマスとフリードマンは対立した見解を持っている。ティトマスによれば、社会政策の及ぶ範囲が社会市場、それが及ばない範囲が経済市場という社会主義的二元論から、その理論構築がスタートしている。フリードマンもある意味では同様で、政府と民間市場という対立図式をとって、政府は通貨供給量を通じての物価水準の決定だけを行い、あとの経済活動は経済市場の自律的な需給調整に任せた方がいい(注7)という自由主義的二元論の立場である。

ところでティトマスとフリードマンの相違を社会保障の面からみると、社会市場の理論的意義はどこにあるだろう。社会保障のサービス提供からみると、社会市場では政府や企業のみならず、第三セクター(注8)と呼ばれるものやNPO(注9)などが参入する。ティトマスは、当時の時代状況から、社会市場は経済市場と対立して分離されている方がよいと考え、社会市場への民間企業の参入に対する姿勢は比較的にネガティブだったと思う。しかし、フリードマンは逆で、政府は所得保障(負の所得税)以外ではなくべく参加すべきでないとして、経済市場で生かせるバウチャー制度などを提案するなど、社会政策への公共的な影響ができるだけ小さくしようとした。経済市場で生じる企業間競争が例えば生産費を引き下げ価格低下につながり、同じ価格であればよりよい質の財貨・サービスが市場に供給されることを期待したからである。しかし今日では、社会市場と経済市場はオーバーラップしており、そのオーバーラップを国民の立場に有利に働くほうが品質競争などでメリットがあると私は考える。

フリードマンがバウチャーを社会政策の提供手段の一つとして重視した点は、バウチャーで買える範囲で給付対象者が経済市場で財貨・サービスを選択できるということ、すなわち消費者主権が守られるということである。ただ、これには給付対象者が経済市場で活動する他の人たちと同様に、一定の情報をもって、給付対象の購買力が与えられれば、その予算の範囲内で経済合理的に選択できること、

すなわち情報の非対称性(注10)がないことなどが前提とされている。

しかし、実際には社会サービスのニーズがある人たちは、情報の非対称性から必ずしも完全情報をもてない不利な立場にある。したがって、私は、パウチャーの活用で形式的に強調される消費者主権というよりも、社会市場における社会サービスの適正な需給調整によって顕在化された社会ニーズのある給付対象の人々の実質的な消費者主権が実現されるべきだと思う。だから、たとえば介護サービスのようなサービスそのものの提供と併せて、ソーシャルワークやケアマネジメントのように、そのサービスのニーズを顕在化、明確化させることと、利用をより効果的なものとすることに役立つ情報伝達サービスの提供が、社会市場では不可欠だと考える。消費者主権を実現するための適切な情報提供をあわせたところに、むしろ社会サービスの特徴の一つがあるとも考える。

社会市場は、社会経済の時代的変化により多様化していく社会ニーズに応じていく外部市場である。さらに私は、潜在的な社会ニーズが顕在化した社会需要(social demand)に対応して社会市場で交換される社会サービス等の社会供給(social supply)も変わり、その担い手も変わるというダイナミズムに注目したい。担い手が変わることには、政府が行政的に対応する以前にも、ニーズを持つ人々に身近なボランティア団体やNPOなどの社会的資本(social capital)(注11)が新たに生まれ、それらが新たな社会サービスを提供し始め、政府部门だけでなく担い手の裾野が広がるということも含む。

しかし、社会市場と経済市場との相互作用を考えると、必ずしも両者は一方的な依存関係ではなくなる。例えばカリフォルニア州立大学のN. ギルバートも認めているように、社会市場の供給の担い手には企業も含まれ、企業が社会市場に参入して活動すれば、一方でサービスの品質競争が促進され、他方で雇用が増え、国民経済も成長する可能性も生じる。このような例からもわかるように、二つの市場にはよい意味での相互依存関係が存在する。

福祉資本主義の提唱者であるN. ギルバートは、アメリカの社会政策研究者であるが、イギリス留学後にR. ティトマスの「社会市場」の概念を自分の旧説である「福祉資本主義論」に接ぎ木した。経済学者でもある彼は、政治学者や社会学者が安易に使う「福祉国家」という概念を避け、現代資本主義を福祉国家の経済的土台としての特殊な資本主義(福祉資本主義)と位置づけ、国家のようないわゆる上部構造からではなく経済構造から分析しようとした。(注12)しかし、福祉資本主義の経済的特徴に関しては必ずしも成功しておらず、ソーシャル・ポリシー(社会保障)や減税支出が経済構造(国内市場)にビルトインされているとの指摘のみで事足りりとしていた。その反面、ティトマスのいう「社会市場」を経済市場と並んで経済構造の一構成要素として、逆に福祉資本主義を「経済市場」と「社会市場」との複合体として定義することが可能となったことも事実である。ただし、残念ながら、約20年間、ギルバートはそこから一步も前進していない。福祉国家と社会市場との重層的な諸関係や相互作用をリアルに実証分析することを放棄したキライもある。そのため、「社会市場」の概念に家族、友人などのインフォーマルセクターを入れるなど曖昧のままにすませる結果になった。

とはいえるギルバートは、ティトマスのように経済市場と社会市場と峻別する二元論的誤りを避け、両者のオーバーラップを認めたことは氏の偉大な業績であるといえる。

ギルバートは、社会市場は社会保障にかかわる給付の交換が行われる場(政策空間)として意味づけており、その交換が行われる動機をティトマスのように人々の利他的行動(公共活動)に限定していないだけ、より普遍的、より一般的な定義を社会市場に与えたことになる。

注目したいのは、ギルバートによる社会市場の範囲には、社会サービスの担い手による提供と、それが社会市場によって社会サービスの受け手に交換されることだけではなく、政府（中央政府または地方政府）による所得移転（年金・手当・公的扶助等の所得保障）と減税支出（注 13）が含まれていることである。政府による社会的規制のもとで、社会サービスが交換される場としてのみ社会市場を狭く捉えると、ティトマスやフリードマンのように所得移転や減税支出（税制優遇やその他）を忘れてしまう。そこで私は、これに対応した用語が必要だと考えている。ここでは「現物給付」(benefit in kind) に属する「社会サービス」(social services) と対をなすものとして、「現金給付」(benefit in cash) に属する「社会貨幣」(social money) という言葉を用いたいと思う。（注 14）所得移転も、低所得の状態を解消するという政府のソーシャルサービスの提供であると理解して、これを実現するのが受給者に支給される「社会貨幣」になる。また、減税支出も、減税される対象の減税目的に応じた可処分所得の増加により受給者の経済状態を改善するという政府の所得移転サービスの陰の提供であると理解して、これを実現する減税額（例えば還付される減税額）が課税対象者に支給される「社会貨幣」になる。家族、友人などのインフォーマルなものは、ティトマスは社会市場の登場人物には入れていないが、残念ながらギルバートは民間部門の一部として積極的に認めている。家族・友人の間のサービスの提供（支え合い）には、多くの場合、利他的な感情が混在するので、家族・友人の間のインフォーマル・サービスの提供移転は、社会市場と経済市場が共通にもつ交換システムに基づくフォーマルなサービスとはいはず、いわば内部市場なのである。

こうして 1960 年代のティトマスから 1980 年代のギルバートまでの社会市場論は、それなりに発展してきたが、今日においては、両者の功績も忘れ去られている。むしろ後述するルグランらの準市場論のほうに世間の脚光が当たっていることは事実である。それは、両者の見解に、実証的な政策研究に十分に役立たないという何らかの欠陥があったからではないだろうか。そこで、次に私の社会市場の概念についてみることにする。

2. 社会市場の構造—京極社会市場理論の特色は何か—

社会保障は、各国ごとに制度体系化されているが、各分野を問わず、また税方式か社会保険方式かを取るか否かに関わらず、国民の最低生活を支援するサブ社会システムとして現代の福祉国家に広く深くビルトインされている。サブ社会システムとは、全体社会の基本的社会システムに規定された下位の部分システムのことである。

基本的社会システムについては、K ボールディング（注 15）の見解を基に私見を交えて分類すれば、行政システム（=脅迫システム）、市場システム（=交換システム）、コミュニティシステム（=統合システム）の 3 種類となるが、社会保障は 3 種類の基本的社会システムに規定されたサブ社会システムとなっている。社会保障は具体的には社会保険と社会扶助に法制化されているが、市場システムやコミュニティシステムでは解決できない生活問題を解決する手段として成立し、行政システム（国家）の規制（社会保障法制）の下に、市場システム（企業）とコミュニティシステム（市民）の両方に規定され統合したものの、逆にいえば市場システムとコミュニティシステムの融合したものの上に国家規制（社会保障法制）がかかったものとして位置づけられる。（図 1 参照）

社会保険財源を例にとると、国家から税が提供され、企業から社会保険料が、また市民から社会保

険料と利用料が提供されており、そうしたもののが財源となって、市民へ必要な現金給付もしくは現物給付として、給付される仕組みとなっている。

また社会扶助財源を例にとると、国家から税による給付が市民に提供され、市民は無料化定額利用料を負担する仕組みとなっている。これを分かりやすく図示したものが、図1である。

この図にみるとおり、三つのシステムから規定されるサブ社会システムである社会保障は、構造を解明するため経済学、社会学、政治学、法学等の学際的研究が必要とされるのは当然なのである。

経済市場に比べての社会市場の特徴をいくつか挙げれば、以下の三点に集約される。

すなわち、第一に消費者(需要者)は必ずしも有効需要(貨幣に裏付けられた需要)をもっていないこと(低所得者の存在など)。

第二に、提供者(供給者)が必ずしも利潤を目的としていないこと。

第三に、需要と供給との調整が価格メカニズムによってではなく、ニーズ充足の原則で行われることが挙げられる。

経済市場の経済的交換は経済学者にはなじみがあるが、これを図示したのが図2である。経済市場における経済的交換は、需要者としての消費者(利用者)と供給者としての生産者との間で貨幣を媒介した交換がある。消費者が市場で示された価格(貨幣)に対してどれだけの量の財貨・サービスを需要するかを示すのに対して、生産者もその価格ならばどれだけの量の財貨・サービスを供給するかを示す。短期的には必ずしも需要と供給は一致しないかもしれないが、その場合には、価格メカニズム(財貨・サービスと貨幣との交換比率として示すこともできる)が需給が一致するように変動して、需要と供給が一致すると考えられている。

社会市場における社会的交換においては、需要は社会ニーズのある人の社会サービス等へのニーズ表明(顕在化、明確化)によって誘発されて生まれる。これに対して、このような意味での社会需要(social demand)を満たす社会サービス等を提供する者、プロバイダーと呼ばれる供給者が、社会ニーズ充足の原則に則って、社会サービスや社会貨幣をニーズのある人に提供することによって社会的交換が成り立つ。この関係を示したのが、図3である。

経済市場で消費者の需要を満たすように供給者が財貨・サービスを供給する場合には、供給者が利潤極大行動をするから、少なくとも赤字にならないように費用負担できる価格を市場に示して、それに対して需要を示す消費者だけに財貨・サービスを供給する。だから、経済市場では、買いたくても買えない人が生じる場合があるが、それでもよいのが経済的交換である。

これに対して、純粋な社会市場では、社会的交換(注6)が行われ、社会ニーズのある人(消費者・利用者)のニーズを顕在化して社会需要が見えた場合には、プロバイダーは社会ニーズの受け手の消費者が必ずしも全ての費用負担ができなくても、それに対する社会サービス等を供給する。これがニーズ充足の原則である。ニーズのある人の負担では費用が済まない部分は、公費の投入はもちろん民間補助金の支援のみならず、いろいろな非貨幣的方法でも補われる。

社会的交換における費用負担は経済的交換と異なり必ずしも完全(100%)ではなくてよいのである。その一例として、レストランなどで店員から配膳などのサービスを受けたときに払うチップを挙げてみよう。チップの金額は自由、選択の余地がある。だからといって、レストランの料理に対する支払い請求の場合(経済的交換)と異なり、配膳をする人がしてくれたサービスへの感謝の気持ちを表すも

の(社会的交換)として、その対価であることまで考えなくてよいのがチップである。社会市場の図式で言えば、経済市場とオーバーラップして混合市場を形成し、社会サービスを供給する費用をニーズのある人が賄いきれない場合があっても、例えばプロバイダーが行政であれば、税金で賄ったり、NPOであれば、ボランタリーにNPOが負担したり、また民間プロバイダーに対して民間の補助金が支給される場合など、いろいろある。(図4参照)

現代の社会保障システムの中軸となる関係は、いうまでもなく社会保障の給付と負担の関係である。以下、既にみた社会市場における社会保障サービスの需要と供給との関係で私なりに位置づけなおしてみよう。

さて社会政策においては、既にふれたようにやや図式化して表現すれば従来の社会保障サービスの需給関係に関して次の二つの相対立する典型的モデルが存在していた。すなわち(1)イギリス社会政策学を代表するR ティトマス型、(2)アメリカ経済学を代表するM フリードマン型がそれである。ここでNを社会ニーズ、Rを社会資源、Dを社会需要、Sを社会供給(社会サービス等)と表してみたい。

まずR ティトマス型は略して(N-R)モデルともいいうもので、R ティトマスをはじめソーシャル・アドミニストレーションを選考するイギリスの社会政策学者に多い見解である。社会保障を含むソーシャル・ポリシーズ(広義の社会政策)を公的規制下にある政策市場(R ティトマスの造語でいう社会市場)において捉え、社会ニーズ(N)と社会資源(R)との調整関係(N-R)を需給関係とみて、必ずしも負担を求められない貧困者の社会ニーズの充足を公的に準備された社会資源で行うものとしている。この見解は、第一に社会市場とはいえ、需要と供給の関係のいわば外側に在る社会ニーズと社会資源の関係を社会保障の需給関係とみる欠陥があり、第二に社会ニーズ(N)や社会資源(R)の範囲が広すぎて、社会保障の給付と負担の関係を捨象してしまうおそれがある。

次にM フリードマン型は略して(D-S)モデルともいべきもので、必ずしもマネタリストに固有のものというよりは、今日の近代経済学の主流の考え方といえる。それは第一に社会保障における需給関係を、アナロジカルに経済市場(ないし準市場)における需給関係(D-S)と捉え、市場メカニズムになじまない社会保障についても、市場モデルで強引に説明しようとする欠陥(例えば貨幣の裏づけのないニーズを無視したり、「市場の失敗」で説明したり、「モラル・ハザード」(moral hazard)で逃げ道を作ったり、「情報の非対称性」で説明することなどで対応すること)をもつていて、第二に貧困者の社会ニーズが専ら所得保障レベルで捉えられ、他の社会サービスが無視され、マネタリストの主張する安易な「負の所得税」に傾倒しがちな難点を持っている。

右の相対立する見解を克服する考え方として、私は、一方でニーズと需要の次元を区別し、他方で資源と供給の次元を区別することにより、略していえば(N-D-S-R型)というべき受給モデル(いわば京極モデル)を開発した。ここで重要なことは、社会市場といえども市場である限り、R ティトマスのように(N-R)の関係ではなく、(D-S)の関係に存在するのである。M フリードマンが見誤っているように、(D-S)の関係は経済市場にのみ存在するものではなく、社会市場にも存在するということが認識されるべきである。そして社会市場の外側に社会経済構造と、それと相互作用のある社会意識構造の二つが各々に上部康応と下部構造として存在し、それら二つの構造に規定されて社会ニーズと社会資源が生じるのである。社会ニーズは供給を前提として社会保障サービスの需要となって顕在化し、そのうちの一部は行政需要として定着化する。社会資源は財源、人材その他の組織化を通じて社会保障

の供給(給付)となって具現化するといえる。あえて数学的表現をとれば、 $D=f_d(N)$ 、 $S=f_s(R)$ である。(図5参照)

いずれにしても、社会保障を国民経済との関係で把握するには、社会市場(social market)の概念は不可欠であり、準市場(quasi-market)と比べても幅広さと奥深さのある議論が今後より期待できると思われる。

3. 準市場と社会市場との共通性と相違性

私は、Rティトマスが提案し、N.ギルバートが拡張した「社会市場」(social market)の概念を再考して、市民のニーズに導かれる形で社会サービス等の需要と供給が調整される市場(いわば政策空間)として「社会市場」を捉え直した。社会サービスについては近年、やや類似の概念として「準市場」(quasi market)という考え方が注目されている。「準市場」は、イギリスの国営医療制度や公立学校教育などに欠けていた利用者の選択肢や効率性を、競争原理の生きる経済市場のようにいかに可能にするかという観点から、医療や公教育のサービスの質的担保や効率性を考慮したものである。A.ルグラン(Le Grand)を始めとするイギリスの研究者達が1990年代初めに提案した画期的な概念である。日本での評価はともかくとして、イギリスでは準市場の応用によって、一方で医療・福祉分野に経済活力を入れて、資源の効率的配分を目指したことを評価する人もいれば、他方で政府の規制・介入がある以上、むしろ経済市場を圧迫したと批判する人もいるようである。

とはいっても、公共政策だけだと限界があるので、政府の非効率性を開拓するために、ルグランたちが掲げる「準市場」の目標と方策には共感を覚える。

このような「準市場」の考え方を前提に、イギリスでは国営医療制度(National Health Service:NHS)の改革なども実施された。この改革で、NHS制度を基本的に維持しながらも、そのもとで患者がGP(general practitioner:総合医)の紹介を通じて選択することのできる病院の形態が増え、病院は選択されるためのサービス向上を図る努力を促すという制度機構の改善がみられたと考えられる。

「準市場」の特徴は、ルグラン(1991)などによれば、①国による財源調達②専門家による購入プログラムの策定③利潤追求が市場参加者の唯一の活動基準とはならないこと、といわれている(Le Grand・山本隆(1991)参照)。また、市場参加者が複数あるということは、「準市場」には、政府(国・地方)の行政的規制の下で市場参加者の間に競争があることを意味している。いずれにしてもルグランたちは、フリードマンらのマネタリストに対抗する意識から、経済市場を優先して低所得者対策の色彩のある社会保障を改革しようという方向ではなく、経済理論とソーシャル・ポリシーの双方から納得のできる概念と方法で解決しようとしている。

ルグランたちが提案した「準市場」の機能は、市場メカニズムを利用して、第一に「国による財源調達」による補助金またはバウチャーを需給対象者に与え、第二に、給付対象となるサービスの供給は民間に任せて、サービスの選択と需要(消費)を市場でマッチングさせる両面性がある。しかし、厳密にいえば、私による「準市場」の把握は、ルグランらとその構造の理解の仕方においてやや異なる。私の考えでは、繰り返しになるが、社会市場と経済市場とが重なり合う部分は「混合市場」(incorporated market)という用語を用い、その中のルグランたちの示す条件を満たす部分(混合市場の一部)を「準市場」とみているのである。(図6参照)

ただ極めて重要なことは、多くの経済学者の考える準市場は準経済的市場であることである。しかし、「準市場」は、J. コールマンら(注 17)の社会学者の考える準市場のように社会的交換の場としての市場（社会市場）の一部でもある。したがって「準市場」は、一方で準経済市場であり、他方で準社会市場であるという二重性を持っている。もっとも、社会学者の間でも市場の全てを経済市場と見て、社会市場の存在を認めないか、認める自信がないところから、準市場は事実上の準経済市場と見誤るか、結果的準市場とせざるを得なくなることもしばしばである。

まず、混合市場と準市場の関係でいえば、「準市場」では、第一に「国による財源調達」であることがあげられる。第二に「利潤追求が市場参加者の唯一の活動基準とはならない」という特徴も挙げられる。

ただし、税などの国の財源ではない民間財源が公益法人やNPOなどに対する民間補助金になって、複数の公益法人やNPOなどが社会サービスを供給する場合があることについて、ルグランらの経済学者が主張する「準市場」では十分認識されていない。むしろ、社会学者のJ. コールマンの社会的資本(social capital NPOなどのネットワーク資源のこと)がこの場合を含意に入れた議論を展開している。

第三に、「社会市場」との関係については、「社会市場」では所得再分配のための現金給付などいわば社会マネー、厳密には社会貨幣(social money)と呼べるものがある。本来は、これと関係の深い所得保障が含まれるはずであるが、ルグランたちの「準市場」では、奇妙なことに所得保障の2大支柱である社会保険や社会扶助は準市場には含まれないことになっている。それは、ルグランたちがおそらく所得保障を公共政策の対象として非市場的領域と見ているのではないかと思う。

いずれにしてもルグランたちの「準市場」は、フリードマンが尊重する純粋な経済市場にやや対抗した考え方だといえる。ただし、準市場には批判的で、公共政策だけに社会サービスを任せておくべきだという北欧学派の考え方とも異なる。フリードマンらの考え方と北欧学派の両方の欠点を意識して、それを乗り越える形で提案されたと言える。

ただ念のために確認しておきたい点は、ルグランたちの「準市場」は、R. ティトマスやN. ギルバートの「社会市場」のソーシャルポリシーの系譜からきているものではなく、公共経済学(public economics)などパブリック・ファイナンスの系譜(注 18)に近いということである。これに対して、私が構築しようとしている「社会市場」の理論は、ソーシャルポリシー系譜とパブリック・ファイナンス系譜のいわば融合なのである。

ここで社会市場と準市場との関係をもういちど簡潔に説明すれば以下のようである。「社会市場」は「準市場」を包摂することができるが、「準市場」は「社会市場」を包摂できない。「社会市場」は必ずしも貨幣を媒介としない交換（いわゆる社会的交換）の部分などを含む広い概念になっているからである。既にふれたように、政治学でも政治的交換の場としてのいわば政治市場という考え方がある。

社会保障制度全体からみると、ルグランたちの「準市場」は余りにも狭い概念なのである。それはルグランたちが、イギリスの国営医療制度改革や公教育政策の改革のために提案した概念だからである。したがって、彼らが暗黙のうちに避けて通ろうとしていたのかもしれないが、社会保障の太宗である社会保険をあえて取り上げていない。おそらく社会保険は公共政策に準じた非市場的であるとし

て、準市場ではないとみているからなのだろう。否むしろ、私の言う「社会市場」や「混合市場」では分析対象となるはずの年金保険などの所得保障制度を扱うことから逃げていると言える。というのも、他方でルグランたちの「準市場」では、例えば所得保障制度は公共政策ないしその関連政策に該当し、それは市場と相容れないとみたため、自ずと「準市場」の範囲外におかれてしまう立論になつてゐるからである。

それでは、「準市場」概念の意義はないかといえば、必ずしもそうではない。「準市場」が分析対象とする社会サービスも、社会保障の重要な部分であることには変わりなく、その分析対象の共通部分のみならず、その分析方法もそれ以前の議論より精緻なところがあり、その意味で私は「準市場」の理論をそれなりに評価している。

さて、ティトマスとN.ギルバートとルグランとの3者の間には、似ているところと似ていないところがある。ティトマスは「経済市場」と「社会市場」の二分法であるが、ルグランは従来の経済学者が陥りやすかった公共政策と経済市場の二分論を踏まえながらも、さらにその間に「準市場」を置くという三分法をとっている。ここは、系譜は異なるが、N.ギルバートの「社会市場」の構成とやや似ているところである。ただし、分析方法としては、経済学者のルグランの方がソーシャルポリシー学者よりもより精緻で機能的な経済分析ができる。

さらに「混合市場」には、「準市場」と異なり、減税支出(tax expenditure)という部分も含まれている。(図6参照)減税支出は、社会サービスの受け手の可処分所得を増大させ、実質的に「準市場」でいうところの国の財源調達による補助金と同じ機能を発揮させる仕組みである。「混合市場」の方が、「準市場」による社会サービス提供よりも政策手段が多様だと思うのである。

むしろギルバートの方が、社会市場と経済市場との関係を重視している。減税支出を「社会市場」の構成要素とした功績は、ギルバートにある。例えば減税支出の代表である税控除は、児童控除や障害者控除など、児童や障害者への給付と同じように社会ニーズのある市民に可処分所得の増加をもたらす。

減税支出は、社会サービスの受け手に対する減税支出のみならず、社会サービスを供給する民間企業やNPOなどに法人税率軽減や寄付金控除などの優遇税制を通じて減税支出する場合にも、同様の効果がある。すなわち、第1に企業などへの補助金と同等の役割を果たす。さらに第2に、社会サービス費用と利用者負担両方の低下を導くことから、結果として受け手の可処分所得を増加させるのと同じような波及効果をもたらすという面がある。また、ルグランらは補助金は含めても、隠れた民間への補助金に相当する減税支出を明確には「準市場」に含めていない。だからこそ、社会市場イコール準市場ということにはならないのである。ここでは、私のいう混合市場(社会市場と経済市場の重複部分、incorporated market)と準市場とは重なりを持ちながらも、後に詳しく述べるように、混合市場の方がルグランたちの「準市場」よりも広くかつ重層的な構造となっていることを示している部分である。(図6参照)

ところで、「混合市場」の類型2としての社会保険は、公的負担が入ることがあるので、あたかも交換がないように見えるが、そうではない。実は第1に保険原理に基づく拠出と基金からの年金給付との世代的交換、第2に公的資金と年金給付の政府補助部分との交換、第3にその他の社会的交換が存在する。(図6参照)

社会保障全体が経済市場へ与える波及効果も含めたマクロ経済的議論が必ずしもできないなど、準市場論は決して万能薬とは言えない。強いて言えば、社会保障全体を含む「社会市場」・「混合市場」が連峰・連山だとすれば、「準市場」はその山々のうちの一つの小さな山だと言えるだろう。

さて、「混合市場」の政策手段には、図7に示すように、補助金、バウチャー、アウトソーシング、優遇税制、情報提供などがある。なお情報提供はニーズの明確化やサービス利用の質的向上などの専門家によるもの(ソーシャルワークやケアマネジメントなど)を含む。

さて、これらの政策手段のうち、政府補助金、バウチャー、アウトソーシングはルグランが明らかにしているように、確かに混合市場の類型1である「準市場」の手段でもある。これらは、構造の要素であるスペクトルではなく、政策手段であることを認識する必要がある。これまで、「それぞれの構造と手段について区別して認識することが極めて不十分だったと思う。

政策手段から見た場合、混合市場と経済市場との関係はどのように理解すればよいのだろうか。この点に関する考察は、バウチャーを例としてごく簡潔に述べることにする。

まず、政策手段から見た場合、バウチャーは、それを受け取った社会ニーズのある人々が経済市場で給付対象の財貨・サービスを自由に選択できるという意味で、経済市場との関係が深いと思う。ただし、バウチャーになれば社会サービスの提供も経済市場も自由な選択が促進され活性化するはずだという新自由主義的な楽観論が見受けられるが、これはあまり正しい議論ではない。構造と手段を区別した私の社会市場理論からは、バウチャーは「混合市場」における準市場の一つの手段にすぎず、一定の範囲で有効な手段となるのである。

4. 経済市場と社会市場のあるべき関係—社会市場の創造と成長こそ21世紀型先進国経済を支えるものである—

社会市場と経済市場との関係で見過ごせないことは、年金や失業手当や生活保護のように、社会市場における社会貨幣(所得移転)と社会サービスの社会資源(ヒト、モノ、カネ)は主として経済市場から提供されるということである。他方、社会市場の経済市場への効果も見逃せない。たとえば、病気や労災のときに必要となる医療保険や労災保険等による医療サービスも、社会市場があるからこそ提供できるのであって、経済市場にとって必要な健全な労働力が社会市場によって確保される側面もある。このように、経済市場と社会市場との間には様々な相互作用がある。

私の社会市場の考え方では、ドイツの労働政策から生まれた社会政策(Sozial Politik)だけではなく、イギリス流の社会政策(social policies)においても経済市場との関係は重要と考えている。イギリス流の社会政策では、ソーシャル・ポリシーズ(social policies)と呼ばれるものが広義の社会サービスで、それが供給され需要される政策空間(いわば需給関係が調整される場)が社会市場だといえる。従来のドイツ流の社会政策はややもすれば労働者階級への現金給付に焦点を当てすぎ、労働政策として狭く把握している。これに対して、私の社会市場論はそれにとどまらない。むしろ、イギリス流のソーシャル・ポリシーズを含めて広く国民生活に拡張して、政府や企業のみならず、非営利民間組織なども参入し供給する社会給付の提供により広範な社会市場が成立すると考えているのである。強いて図示すれば、図8のようである。ドイツ流の社会政策は、市民(労働者階級)から経済市場への影響として現れる労働力に係わるものとして、社会市場の一部分に含まれるが、新しい社会

市場はそれよりも広いもので、経済市場との係わりも多様である。

新しい社会市場はニーズに基づくが、市民のニーズには顕在化したものと顕在化していないものがある。顕在化していないニーズは、政府が提供する公的給付では対応できなくても、たとえばNPO等によりそのニーズが明らかになり、それに対応するボランティア活動という形での社会サービスや社会基金の提供が始まることがある。これが、図8に示すように、NPO等による活動が市民の力と市民のニーズとをつないでいる理由である。顕在化したニーズについては、政府の社会的規制や補助金・減税支出のもとで企業やNPO等が社会サービスの提供に繋がる活動（福祉用具の生産や介護サービスなど、財貨・サービスの供給を含む）が、図8のように経済市場から社会市場に向かう矢印のように展開される。また、政府部門も所得移転などによる現金給付を行うことができる。新しい社会市場は、これら全ての要素を含む広いもので、それだけに経済市場との係わりも多様で広範囲に及ぶものと考えている。例えば年金保健を例にとっても、労働市場、消費市場、金融資本市場の三つの経済市場と深くかかわっている。（京極高宣（2007）参照）

なお本稿では社会保障と国民経済の関係を立体的に明らかにすることを目的としていないが、念のため社会保障の給付と負担が国民経済とどのような関係があるかを示したのが図9である。

この関係図から、社会保障の機能（効果）を導き出したものが図10であり、実証的な機能（効果）分析にきわめて有効なものとなっており、社会保障の規模の増大が国民経済の拡大ないし経済成長の伸びを阻害しているとはいえないとの経済学的根拠となっている。（京極高宣（2007）参照。）

なお、誤解のないように申し上げておくことは、私は経済市場を完全競争の場として捉えているわけではないのである。不完全競争市場も完全競争市場と並んで経済市場の構成要素で、いまや財貨・サービスをめぐる市場の主要な構造的特徴ともなっている。

不完全競争市場では、完全競争に比べて、たとえば「寡占価格」など価格形成がゆがめられていても、価格メカニズムそのものはそれなりに機能している。政府による価格規制や補助金も、その意味では経済市場の価格メカニズムを利用しているのである。ただし、経済市場における完全競争も不完全競争も、原則として価格メカニズム自体に基づいた競争なので、ニーズ充足の原則に基づく社会市場とは区別されなければいけない。その上で、準市場のように価格メカニズムを一部分取り込むことも社会市場にある。

当然ながら、社会的規制は社会市場だけでなく経済市場にもある。問題は、例えば消費者の視点からの社会的規制の内容である。まず経済市場においては、確かに独占化も寡占化も、消費者の支店からは「市場の失敗」の例になる。消費者と生産者が完全情報をもち合理的な判断で財貨・サービスを交換する完全競争の場合に比べて、不完全競争の場合には経済的厚生（economic welfare）の損失がしばしば生じることが知られている。だから、社会的規制として独占禁止政策が採られるわけである。

このように、社会的規制があるから必ず全国一律で独占の弊害が生じるかというと必ずしもそうではなく、公平かつ公正な競争を促進するための社会的規制（公正なルール）をあえて設けることがある。自由競争を守るためにも、こうした工夫をすることは必要かつ重要だと考えている。しかも経済市場と社会市場が重複する混合市場では適正な社会的規制は必要不可欠なものといわなければならない。

社会市場の範囲では例えば低所得者に対する公的扶助の必要性がケースワーカーなどの援助により社会ニーズが顕在化する例があげられる。社会市場では、経済市場とは異なり、社会ニーズのある人

にどのようにそのニーズに応じた社会貨幣や社会サービスそのものを提供するだけでなく、それらの人々(いわゆる社会的弱者)に必要な情報提供などを与えるソーシャルワーク機能(必ずしもソーシャルワーカーが担うとは限らないが、主な分野ではソーシャルワーカーの役割となっているもの)が、社会サービス提供に付き添うことは可能となる火などの点も重要な課題になる。新しい社会市場の誕生の前にも救貧の歴史があったということからも、低所得の人へのソーシャルワーク的対応をまず例にあげた。

イギリスの社会サービス部分においても、ソーシャルワークとソーシャルポリシーの区別は重視されているが、社会市場の土俵の上では、区分だけでなく関連をもってくる。

経済市場と社会市場が重複する部分(混合市場)における「逆選択」(注 19)の問題(質の悪いものだけが市場に出回り、その結果市場が崩壊する現象)をどのように考慮したらよいのだろうか。経済市場と社会市場に重複部分があるので、「逆選択」が社会市場でも生じる可能性があることは理解できるだろう。さらにいえば、「逆選択」の前に、たとえばケーキのてっぺんの美味しいクリームを一番先に食べてしまう子供のようなクリームスキンミング(cream skimming いいとこ取り)、具体的にいえば、企業にとって好ましい消費者を先取りして囲い込むなどの問題もある。クリームスキンミングをして、自由な経済市場にまかせて赤字にならない民間医療保険のようなものだけで国民全体の医療サービスに対応できるかというと、決してできない。

むすび

私の社会市場論は、R.ティトマスや N.ギルバートの考えにも類似するものであるが、より発展させたもので、社会市場(混合市場を含む)では、社会ニーズを充足する社会サービスが公平かつ公正にどう提供されるかが重要であり、地方分権化と民営化を可能な限り推し進めつつ、消費者の視点から条件の不十分な場合には、社会的規制というルールで条件を示して政府が補助金などを出すという非市場的方法などを採るよう図る。社会市場論では、観念的な市場経済の理論で抽象的に議論するよりも、むしろ人々の暮らしとニーズに即してリアルに考えていく帰納的なアプローチが重要なのである。

私の社会市場論は、本稿では社会保障に限定して論じられているが、教育、住宅、労働などの社会政策にも十分に応用可能で、かつ従来のような狭義の市場経済額や公共経済学でなく、経済学と社会学と政治学などのコラボレーションが十分可能な学際的な社会科学理論となりえることに注意を払っていただければ幸いである。

(追記)

本稿は、社会保険研究所『社会保険旬報』の連載において国立社会保障・人口問題研究所の金子能宏氏(社会保障応用分析研究部長)との共著「(社会保障基礎講座) Q&A 社会市場の理論を考える」をベースに私の責任でまとめられている。ここで、共著者の金子能宏氏に感謝の意を表しておきたい。

(注)

(注 1) リチャード・ティトマス (R. Titmuss 1907~1973) イギリスの社会政策学者。主著として翻訳されたものに、谷昌恒訳(1967)『福祉国家の理想と現実』社会保険研究所および三浦文夫監訳(1971)『社会福祉と社会保障』東京大学出版会、などがある。

(注 2) N. ギルバート (N. Gilbert) 福祉資本主義の概念を提唱したアメリカの社会政策学者で、著名なコラミスト。当時はカリフォルニア州立大学バークレイ校の教授。主著に N. Gilbert (1983) 及び伊部英男監訳(1999)などがある。

(注 3) A. ルグラン (Le Grand) イギリスの公共経済学者で準市場 (quasi-market) をグレンナスターとともに提唱した。

(注 4) マネタリストとは、ノーベル経済学賞を受章したアメリカのミルトン・フリードマン (M. Friedman 1912~2006) などのような新自由主義的な考えのエコノミストをいう。

(注 5) 低所得者層は所得に応じた生活保障費 (マイナスの所得税) を支払い、中高所得者層からはプラスの累進的所得税を取り、バウチャーに変えるなどして保険福祉サービスなどに対する国や地方の財政負担をやめよと主張する社会保障と税制の新たな関連を問題提起したもの。

(注 6) フェビアン主義はフェビアン社会主義 (Fabian socialists) と呼ばれ、1984 年に結成されたフェビアン協会に属するイギリス型社会主義 (イギリス労働党の主流をなす思想) で、ウェップ夫妻、バーナード・ショーなどが有名である。

(注 7) マネタリストの命名はここから来ている。

(注 8) 第 3 セクターは、第 1 セクター (公共部門) と第 2 セクター (民間企業部門) の多様な中間形態を総称したもの。

(注 9) NPO は Non Profit Organization (非営利組織) の略で、ボランタリーな市民活動を支える組織で日本では非営利法人格 (NPO 法人) を得られるもの。

(注 10) 情報の非対称性とは、例えば財貨、サービスの提供者と消費者の間に著しい情報格差が存在することをいい、スティグリツ、スペンス、アカロフがその理論でノーベル経済学賞を受けた。

(注 11) 社会的資本は J. コールマン (注 17) などのアメリカの社会学者によって提起された新しい概念である。

(注 12) N. ギルバート (1989) の第一章参照。

(注 13) 減税支出 (tax expenditure) は租税優遇措置などにより、実質的な租税支出ともいわれ、補助金を与えることと同様の効果をもたらすものをいう。

(注 14) 京極高宣 (2008) の研究ノートⅡを参照。

(注 15) K. ボールディング (Kenneth E. Boulding 1910～1993) はアメリカの経済学者で進化経済学の父。主著に (1981) *Evolutionary Economics* 『社会進化の経済学』 1987 年等がある。

(注 16) 社会的交換について、詳しくは、ジェームズ・コールマン (2004) の第 6 章参照。

(注 17) J. コールマン (James Samuel Coleman 1926～1995) アメリカの社会学者で、シカゴ大学教授。主著は大著 (1990) *Foundations of Social Theory*, 久慈利武監訳『社会理論の基礎』(上)(下) 青木書店、2004 年、2006 年。

(注 18) パブリック・ファイナンス (public finance) は、財政の意味で、公共経済学の系譜に属する。

(注 19) ノーベル経済学賞を受章したマサチューセッツ工科大学の教授、G. A. アカラーフ (G. A. Akarof 1940～) が提唱した逆選択 (adverse selection) の理論は、質の悪いものだけが市場に出回り、その結果、市場が崩壊する現象を理論的に分析し、そうならないような社会的ルール (社会的規制) の必要性を明らかにしている。

(参考文献)

- 大河内一男(1952)『社会政策の経済理論』日本評論社
- R. ティトマス(1967)『福祉国家の理想と現実』社会保障研究所
- 山田雄三(1968)『社会保障研究序説』社会保障研究所
- R. Titmuss (1970) *The Gift Relationship from Human Blood to Social Policy.*
- R. ティトマス(1971)『社会福祉と社会保障』三浦文夫監訳、東京大学出版会
- Neil Gilbert (1983) *Cabalism and the welfare state*, Yale University Press.
- 隅谷三喜男編(1991)『社会保障の新しい理論を求めて』東京大学出版会
- Le Grand・山本隆(1991)『イギリスの福祉行財政—政府間関係の視点』法律文化社
- 社会保障研究所編(1995)『社会保障論の新潮流』
- 三浦文夫(1995)『(増補改訂) 社会福祉政策研究—福祉政策と福祉改革』全国社会福祉協議会
- 武川正吾(1999)『社会政策のなかの現代—福祉国家と福祉社会』東京大学出版会
- N. & B. ギルバート (1999)『福祉政策の未来』伊部英男監訳、中央法規出版
- エスピニ・アンデルセン(2001)『福祉資本主義の三つの世界』岡沢憲美・宮本太郎監訳、ミネルヴァ書房
- 京極高宣(2001)『21世紀型社会保障の展望』法研
- 八代高宏・日本経済研究センター(2003)『社会保障改革の経済学』東洋経済新報社
- 権丈善一(2004)『年金改革と積極的的社会保障政策』慶應義塾大学出版会
- ジェームス・コールマン(2004)『社会理論の基礎(上)』久慈利武監訳、青木書店
- 同(2006)『社会理論の基礎(下)』久慈利武監訳、青木書店
- 宮川公男・大守隆編(2004)『ソーシャル・キャピタル』東洋経済新報社
- 小塩隆士(2005)『社会保障の経済学(第三版)』日本評論社
- 権丈善一(2005)『再分配政策の政治経済学 I—日本の社会保障と医療(第二版)』慶應義塾大学出版会
- 京極高宣(2006)『生活保護改革の視点』全国社会福祉協議会
- 権丈善一(2006)『医療年金問題の考え方』慶應義塾大学出版会
- 佐藤克彦(2006)『福祉サービスの準市場化』ミネルヴァ書房
- 京極高宣(2007)『社会保障と日本経済』慶應義塾大学出版会
- 京極高宣(2008)『(研究ノート) 新しい社会保障の理論を求めて—社会市場論の提唱—』社会保険研究所

図1 サブ社会システムとしての社会保障(概念図)

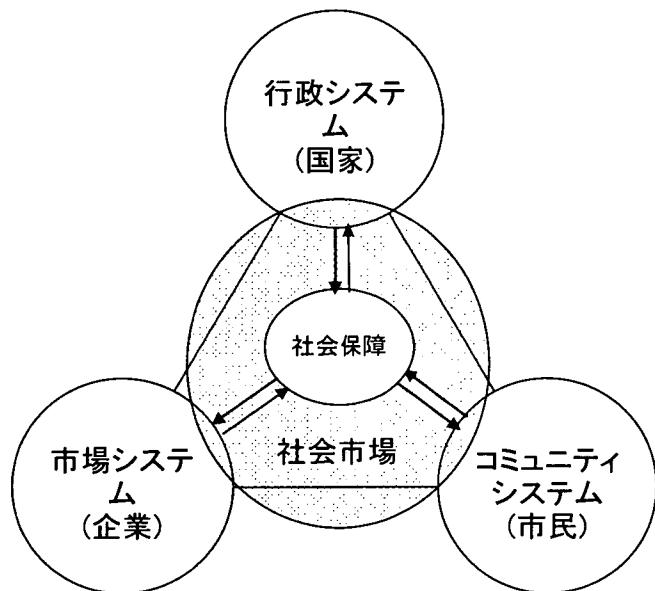
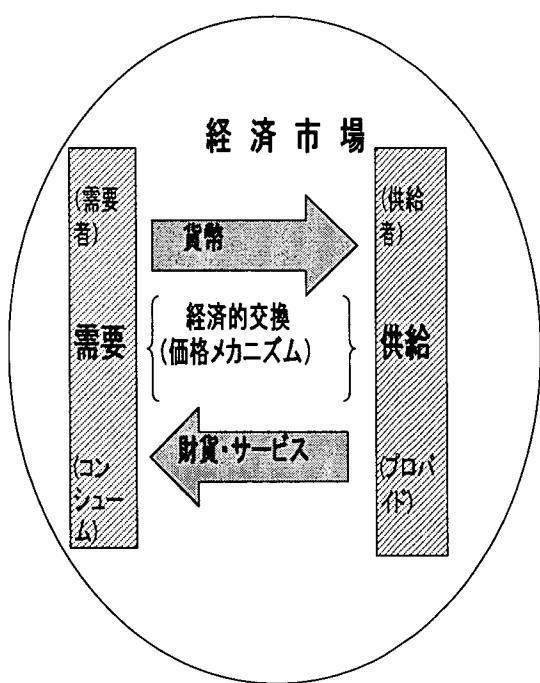


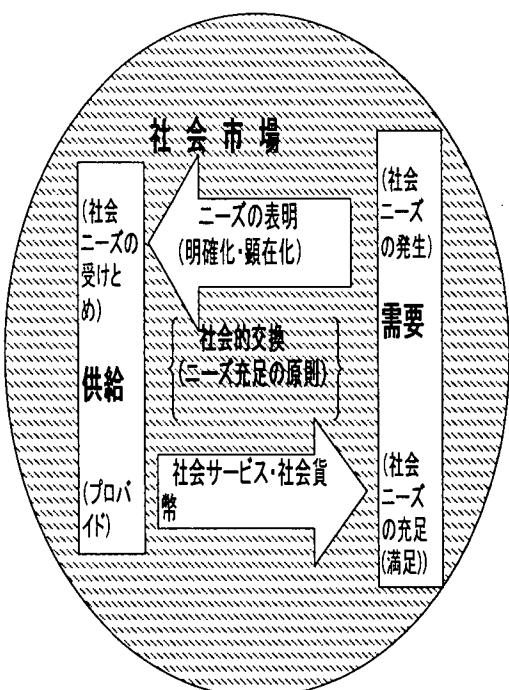
図2 経済市場における経済的交換の概念図



出典: 国立社会保障・人口問題研究所 京極高宣・金子能宏作成

注) 京極高宣(2007)前掲書の54頁、図2-3の社会保障の需要モデル注) 京極高宣(2007)『社会保障と日本経済』(慶應義塾大学出版会)、54頁、における経済的交換を通常の概念を用いて図式化した。

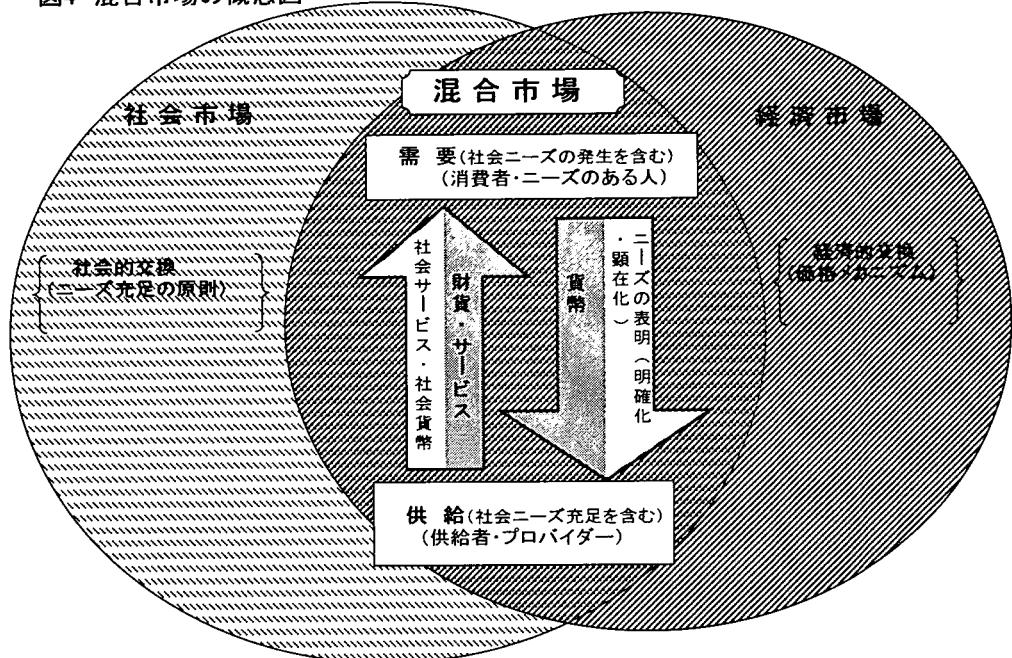
図3 社会市場における社会的交換の概念図



出典: 国立社会保障・人口問題研究所 京極高宣・金子能宏作成

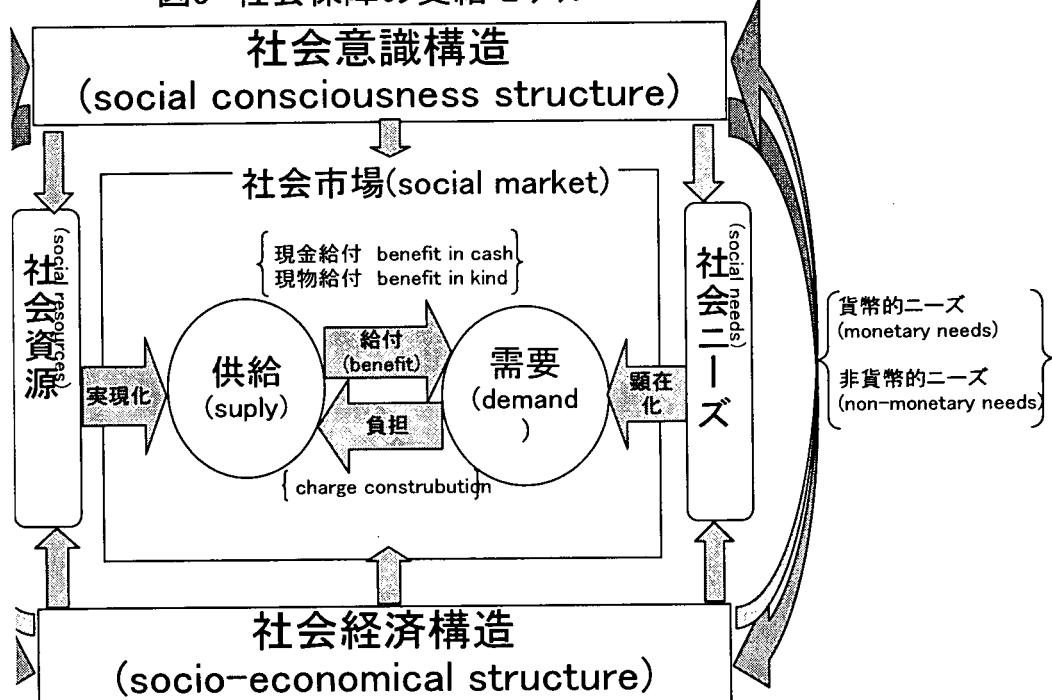
図2-3の社会保障の需要モデルを社会的交換に着目して単純化した。

図4 混合市場の概念図



出典：国立社会保障・人口問題研究所 京極高宣・金子能宏作成
注1：黒い矢印は経済市場における経済的支援を、白い矢印は社会市場における社会的支援を表している。
注2：経済市場と社会市場が重複している混合市場は、経済的支援と社会的支援が混ざり合っていること（準経済的交換と準社会的交換の重複）を示している。

図5 社会保障の受給モデル



『市民参加の福祉計画』中央法規出版、1984年、第6章の図を元に加筆修正
⇒ は一方的作用(規定要因)を表し、矢印 ⇔ は相互作用を表す。